

○北茨城市環境基本条例

平成26年9月30日

条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第6条の規定に基づく基本理念にのっとり、本市における環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(施策の策定等に係る指針)

第3条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、河川、海岸等における多様な自然環境が本市の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(2) 大気汚染、水質汚濁等の防止を図り、安心・安全な生活環境が保全されること。

(3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進し、環境への負荷の低減が図られること。

(施策の推進等)

第4条 市は、法第36条の規定により、法第19条から第31条までに定める国の施策に準じた施策及び本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(環境基本計画)

第5条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第8条に規定する北茨城市環境審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第6条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策を明らかにした年次報告書

を作成し、これを公表するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第7条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会の設置等)

第8条 法第44条の規定により、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、北茨城市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市議会議員

(3) 各種団体の代表者

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に北茨城市公害防止条例(昭和48年北茨城市条例第23号)に規定する北茨城市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第8条第3項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合においてその委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における北茨城市環境審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(北茨城市公害防止条例の一部改正)

3 北茨城市公害防止条例の一部を次のように改正する。

○北茨城市公害防止条例

昭和48年 6 月28日 条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、法令又は茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）及び水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成17年茨城県条例第11号）（以下これらを「県条例」という。）に特別の定めがあるもののほか公害を未然に防止するため必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定するものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに進んで環境の浄化に努め、市が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、法令又は県条例の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害防止について努力することを怠ってはならない。

(市の責務)

第4条 市長は、公害を防止するための必要な施策を講じ、市民の健康で安全かつ良好な生活環境を確保しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、公害を発生させることのないように常に努めるとともに、地域の環境の保全に努めなければならない。

2 市民は、市その他の行政機関が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(苦情等の処理)

第6条 市長は、公害に係る苦情、陳情書について必要に応じ、県及びその他の関係機関と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(工場新設等の事前協議)

第7条 物の製造若しくは加工を目的とする工場若しくは動物の飼育をする事業場を新設し、又は増設しようとする者は、その着工60日前までに事業計画及び公害防止方法等に関して市長と協議しなければならない。

(公害防止協定)

第8条 市長は、必要に応じ、すでに設置している事業者又は新設若しくは増設しようとする事業者と公害の未然防止に関する協定を締結するものとする。

2 事業者は、前項の協定に関し市長から協議の申し出があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

(公害防止計画の提出命令)

第9条 市長は、事業者の事業活動に対し、公害防止対策を必要と認めるときは、当該事業者に対し期限を定めて公害を防止するための防止計画（以下「防止計画」という。）の提出を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により防止計画の提出を命ずるときは、防止計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

(計画変更命令)

第10条 市長は、前条第1項の規定により提出された防止計画が公害を防止するために適切でないとき認めるときは、当該防止計画の変更を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により防止計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に口答又は文書で弁明の機会を与えなければならない。

(実施命令)

第11条 市長は、事業者が第9条第1項の規定により提出した防止計画又は前条第1項の規定により変更を命じられた防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対して期限を定めて当該措置の実施を命ずるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により実施を命じようとする場合に準用する。

(公害防止施設の完了届)

第12条 第9条第1項、第10条第1項又は前条第1項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を完了したときは、その旨を市長に届けなければならない。

(事故時の措置)

第13条 事業者は、事故により公害を発生させたときは、直ちに操業を中止し、又は短縮するなど応急の措置を講じ、その状況を市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告をした者は、速やかに当該事故の再発防止に関する計画を市長に報告するものとする。

3 前項の規定により、計画を提出した事業者は、当該計画に係る措置を完了したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物の処理等)

第14条 事業者は、自らの責任において、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を適切に処理しなければならない。

2 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする者（以下「処理業者」という。）は、人の健康及び生活環境の保全に障害をおよぼさないようにしなければならない。

3 市長は、事業者及び処理業者に対して必要があると認めるときは、産業廃棄物の種類、量及び処理の方法等について報告を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害発生のおそれのあるものに対し、報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により、調査又は検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならない。

第16条 削除

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

第19条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第15条第1項の規定による調査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第14号)

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第28号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○北茨城市公害防止条例施行規則

昭和48年10月 1 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北茨城市公害防止条例（昭和 48 年北茨城市条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(工場新設等の事前協議)

第 2 条 条例第 7 条の規定による協議は、工場新（増）設協議書（様式第 1 号）又は動物飼育施設新（増）設協議書（様式第 2 号）によるものとし、正副 2 通作成するものとする。

(工場新設等の着工及び完了届)

第 3 条 条例第 7 条の規定により協議が合意に達し、工場新（増）設又は動物飼育施設新（増）設をするときは、その着工前日までに工場新（増）設着工届（様式第 3 号）又は動物飼育施設新（増）設着工届（様式第 4 号）によって届け出をしなければならない。

2 前条により工場新（増）設又は動物飼育施設新（増）設を完了したときは、工場新（増）設完了届（様式第 5 号）又は動物飼育施設新（増）設完了届（様式第 6 号）によって 5 日以内に届け出をしなければならない。

(公害防止計画に記載すべき事項)

第 4 条 条例第 9 号第 2 項に規定する公害防止計画に記載すべき事項は、公害防止計画書（様式第 7 号）によるものとし、正副 2 通作成し提出するものとする。

2 公害防止計画の提出期限は、市長が命令を発した日の翌日から起算して 60 日以内とする。

(計画変更の命令)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項の規定による命令は、公害防止計画の変更の内容及び理由を記載した文書によってしなければならない。

(実施の命令)

第 6 条 条例第 11 条第 1 項の規定による命令は、公害防止計画の内容及び期限を記載した文書によってしなければならない。

(公害防止施設の着工届)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項の規定に基づく公害防止計画の提出を命ぜられた者、条例第 10 条第 1 項の規定により計画変更を命ぜられた者又は条例第 11 条第 1 項の規定による措置の実施を命ぜられた者は、当該公害防止計画に基づいて着工したときは、着工する前日までに公害防止施設着工届（様式第 8 号）によって届け出をしなければならない。

(公害防止施設の完了届)

第 8 条 条例第 12 条の規定による届け出は、当該措置を完了した日から 5 日以内に公害防止施設完了届（様式第 9 号）によってしなければならない。

(事故発生報告等)

第 9 条 条例第 13 条第 1 項の規定による報告は、直ちに電話その他の方法により事故状況を通報し、事故発生報告書（様式第 10 号）によってしなければならない。

2 条例第 13 条第 2 項の規定による計画は、事故再発防止計画書（様式第 11 号）によってしなければならない。

3 条例第 13 条第 3 項による報告は、事故発生防止完了届書（様式第 12 号）によってしなければならない。

（産業廃棄物の範囲等）

第10条 条例第 14 条に規定する産業廃棄物の範囲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 3 項に規定するものとする。

2 条例第 14 条第 3 項に規定する報告は、産業廃棄物処理等報告書（様式第 13 号）によってしなければならない。

（身分証明書）

第11条 条例第 15 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 14 号）とする。

（その他）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○北茨城市環境審議会規則

昭和48年10月 1 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北茨城市環境基本条例（平成 26 年北茨城市条例第 28 号）第 8 条第 7 項の規定に基づき、北茨城市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により開催する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(専門委員)

第 5 条 審議会は、必要に応じ専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 21 号）

この規則は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○北茨城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和47年 9 月30日 条例第29号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に定めがあるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関して必要な事項を定めることにより、事業者及び市の責務を明らかにするとともに市民の自覚と実践の意欲をうながし、もって生活環境を自ら清潔に保つことにより、住みよい文化的な市民生活が享受できるよう、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(市民の責務)

第 2 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、道路、側溝、河川、水路、港湾、公園、広場、海水浴場その他の公共の施設の保全に努めるとともに、その場所を汚さないようにしなければならない。

3 何人も、土地(自己の占有し、又は管理する土地を含む。)又は下水道若しくは湖沼その他の水域並びに地先海面に廃棄物を捨ててはならない。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量化に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないように、誇大包装の回避及び自らの下取りによる回収並びに容器の再利用等の措置を講じ、できるだけその廃棄物化を少なくするよう努めなければならない。

(清掃業者の責務)

第 4 条 許可若しくは委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、許可若しくは委託の条件を忠実に履行し、かつ、迅速、適正に廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、常に清掃思想の普及を図るとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その効率的な運営に努めなければならない。

第 2 章 一般廃棄物

(処理計画)

第 6 条 市長は、一般廃棄物の処理について、毎年一定の計画を定め、これを広く市民に知らさなければならない。

(処理方法)

第 7 条 市長は、前条の計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の日常生活に伴って生じた一般廃棄物(以下「家庭系廃棄物」という。)のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる家庭系廃棄物は、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない家庭系廃棄物は、前条の計画に従いもやせるごみ、埋立ごみ、粗大ごみ、有害ごみ又は資源物に分別し、所定の場所に排出する等市が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 事業者は、事業者活動に伴って生じた一般廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら処理するか、廃棄物の収集、運搬及び処分を業として行うことができる者に処理させなければならない。ただし、市が行う家庭系廃棄物の処理に支障がないと市長が認めるときは、市の管理するごみ処理施設へ搬入することができる。

(排出方法)

第 7 条の 2 土地又は建物の占有者は、市が行う収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物(有害ごみ及び資源物を除く。)を排出するときは、市長の定める指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券を使用しなければならない。ただし、市の管理するごみ処理施設へ搬入するときは、この限りでない。

(資源物の所有権等)

第 7 条の 3 第 7 条第 2 項の規定により所定の場所に排出された資源物の所有権は、市に帰属する。

2 市長が指定する事業者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(手数料)

第 8 条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、土地又は建物の占有者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

(1) ごみ 別表

(2) し尿 し尿及び浄化槽汚でい 36ℓにつき 278 円

2 一般廃棄物処理業の許可を受けた者並びに浄化槽清掃業の許可を受けた者が、市の管理する施設において、一般廃棄物を処分しようとするときは、次に定める手数料を納入しなければならない。

し尿及び浄化槽汚でい投入手数料 180ℓにつき 24 円

(手数料の減免)

第 8 条の 2 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、前条第 1 項の手数を減免することができる。

第3章 産業廃棄物

(事業者の処理)

第9条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

(市が処理する産業廃棄物の種類)

第10条 市が処理する産業廃棄物は、固形状のもので、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、市長が必要の都度指定するものとする。

2 第8条の規定は、前項の場合の手数料について準用する。

第4章 北茨城市廃棄物減量等推進審議会

(設置)

第10条の2 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、北茨城市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第10条の3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第4章の2 生活環境影響調査書の縦覧等の手続

(縦覧等の対象となる施設の種類)

第10条の4 法第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧等の告示)

第10条の5 市長は、法第9条の3第2項の規定により、生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与する旨を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第10条の6 法第9条の3第2項の規定による生活環境影響調査書の縦覧の場所は、市長が前条の告示において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による生活環境影響調査書の縦覧の期間は、前条の告示の日から起算して1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第10条の7 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、市長が第10条の5の告示において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

第5章 雑則

(許可証の交付)

第11条 市長は、一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を紛失又は損傷したときは、再交付を受けなければならない。

(許可申請手数料)

第12条 次の各号に掲げる許可又は許可証の再交付を受けようとする者は、当該各号に定める額の手数料を申請の際納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業	1件につき	3,000円
(2) 浄化槽清掃業	1件につき	3,000円
(3) 許可証の再交付	1件につき	1,500円
(4) 作業員登録証	1件につき	1,000円
(5) 作業員登録証再交付	1件につき	500円

(報告の徴収)

第13条 市長は、法令の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は浄化槽の清掃を業とする者に対し、廃棄物の保管、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第13条の2 市長は、法令の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は浄化槽の清掃を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(ビラ、チラシ等の清掃)

第14条 公共の場所で、ビラ、チラシ等の配布を受けた者は、これをみだりに捨ててはならない。また配布した者は、その附近に散乱した当該チラシ、ビラ等を速やかに清掃しなければならない。

(動物の死体の処理)

第15条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、ねこ等の死体を自ら処分することが困難であるときは、市長に届け出なければならない。

(土木建築等工事施行者の土砂の適正処理)

第16条 土木建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に処理するように努めなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

2 北茨城市清掃条例（昭和 39 年北茨城市条例第 15 号）は、廃止する。

附 則（昭和 48 年条例第 28 号）

この条例は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年条例第 25 号）

この条例は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年条例第 31 号）

この条例は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年条例第 10 号）

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年条例第 19 号）

この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第 12 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 37 号）

この条例は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 14 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 22 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 14 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 12 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 41 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 26 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

区 分	種 別	手 数 料
市が収集運搬及び処分するとき	もやせるごみ 埋立ごみ	指定ごみ袋 20 リットル 1 枚につき 15 円
		指定ごみ袋 30 リットル 1 枚につき 20 円
		指定ごみ袋 45 リットル 1 枚につき 30 円
	粗大ごみ	3 辺の合計が 3 メートル未満 1 個につき粗大ごみ処理券 600 円
		3 辺の合計が 3 メートル以上 1 個につき粗大ごみ処理券 1,200 円
有害ごみ、資源物	無 料	
市の管理するごみ処理施設へ搬入するとき	家庭系廃棄物	20 キログラム以下は 1 回につき 100 円とし、20 キログラムを超える場合は、10 キログラム超えるごとに 100 円ずつ加算して得た額
	事業系廃棄物	20 キログラム以下は 1 回につき 200 円とし、20 キログラムを超える場合は、10 キログラム超えるごとに 200 円ずつ加算して得た額
特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所へ運搬するとき		特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「再商品化法」という。）第 54 条の規定により、特定家庭用機器廃棄物を再商品化法第 17 条に規定する「指定引取場所」へ運搬する費用 1 個につき 2,300 円

備考 1 粗大ごみとは、一般家庭の日常生活において不要になった耐久消費財等の比較的大型の固形廃棄物で 45 リットルの指定ごみ袋に入らない物をいう。

○北茨城市区域外の地方公共団体から発生する一般廃棄物の処理に関する要項

平成13年12月28日告示第 100 号

北茨城市区域外の一般廃棄物処理業許可に関する要項（平成 12 年北茨城市告示第 19 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び北茨城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年北茨城市条例第 29 号）に定めるもののほか、北茨城市区域外の地方公共団体から発生する一般廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要項において「処理業者」とは、法第 7 条第 6 項の許可を受けたものをいう。

（事前協議等）

第 3 条 市長は、北茨城市区域外の地方公共団体から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条第 9 号イの規定による通知を受けたときは、搬入される一般廃棄物が適正かつ円滑に処理されるために、事前協議を行うものとする。ただし、市長が災害その他やむを得ない事情により緊急に処理する必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前項に基づき事前協議を行う地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した事前協議書（様式第 1 号）を提出するものとする。

- (1) 地方公共団体の名称及び長の氏名
- (2) 中間処理、最終処分を委託しようとする処理業者及び処分の場所
- (3) 一般廃棄物の種類及び処理量
- (4) 地方公共団体での処理を困難とする理由
- (5) 一般廃棄物の発生場所（清掃工場、保管場所等）
- (6) 一般廃棄物の発生するフローシート
- (7) 一般廃棄物の運搬を委託しようとする運搬業者及び所在地
- (8) 一般廃棄物の運搬経路及び使用する車両並びに運搬方法
- (9) その他市長が必要とする書類

（合意書）

第 4 条 市長は、前条の協議が成立したときは、合意書（様式第 2 号）を交付するものとする。

2 前項の合意書の有効期限は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わる期間の中で定めるものとする。

（協定の締結）

第 5 条 前条により合意を得た地方公共団体は、生活環境の整備、環境保全対策の促進を図るため及び搬入する一般廃棄物を適正かつ円滑に処理するために、市長と協定を締結するものとする。

(変更協議等)

第6条 第4条第1項により合意を得た地方公共団体は、第3条第2項第1号、第2号及び第5号から第8号の事項に変更があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

2 第4条第1項により合意を得た地方公共団体は、第3条第2項第3号の事項を変更しようとするときは、変更協議書(様式第3号)を提出し、改めて協議しなければならない。ただし、一般廃棄物の処理量が1割以下又は10トン以下の増加の場合は、この限りでない。

(合意書の変更)

第7条 市長は、前条第2項の協議が成立したときは、変更合意書(様式第4号)を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 改正前の北茨城市区域外の一般廃棄物処理業許可に関する要項第4条及び第6条の規定は、なお効力を有する。

附 則(平成15年告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年告示第59号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第120号)

この告示は、公布の日から施行する。

○北茨城市公害防止施設資金利子補給金交付要項

昭和55年4月1日告示第8号

(趣旨)

第1条 この要項は、市内の水産加工業者（以下「加工業者」という。）が公害を除去し、又は防止するために行う事業のため茨城県公害防止施設資金融資制度要項（以下「融資制度」という。）による貸付をうけた資金に対し、その利子の一部を予算の範囲内において補給するものとし、当該利子補給については、北茨城市補助金等交付規則（昭和45年北茨城市規則第11号）に定めるもののほか、この要項に定めるものとする。

(融資機関)

第2条 融資制度の認定をうけた金融機関とする。

(補給対象者)

第3条 融資制度の認定をうけた加工業者とする。

(補給金等)

第4条 市長は、融資制度の認定をうけ施設の設置等をした加工業者に対し、次により利子補給を行う。

2 利子補給金の補給率は、年1パーセント以内とする。

3 利子補給金の補給期間は、7年以内とする。

4 貸付限度額等については、融資制度に準ずる。

5 利子補給金の対象には、延滞金に対する利子は含めない。

6 利子補給金の額は、毎年4月1日から9月30日（上期）までの期間及び10月1日から3月31日（下期）までの期間における融資平均残高に対し、第2項の利子補給率で計算して得た額とする。

(施設設置等計画書の提出)

第5条 利子補給の交付をうけようとする者は、融資制度の申請と同時に北茨城市公害防止施設資金施設設置等計画書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 見積書及び設計書の写

(2) 借用書の写

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 融資制度の認定をうけたときは、認定書の写を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(完了届の提出)

第6条 融資制度の認定をうけた施設等が完成したときは、北茨城市公害防止施設資金施設設置等完了届（様式第2号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 融資制度の完了届の写

(2) その他市長が必要と認めた書類

(利子補給金交付申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者は、北茨城市公害防止施設資金利子補給金交付申請書（様式第3号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 利子補給金実績書（様式第4号）

(2) その他市長が必要と認めた書類

2 交付申請書の提出期限は、毎年当該期間経過後 10 日以内とする。

(補給金交付決定通知)

第 8 条 市長は前条の交付決定をしたときは、北茨城市公害防止施設資金利子補給金交付決定通知書（様式第 5 号）により加工業者に通知するものとする。

(利子補給契約の締結)

第 9 条 市長は、当該事業の円滑な運営を図るため、北茨城市公害防止施設資金利子補給金委託契約書（様式第 6 号）により当該年度に融資制度の認定をうけた加工業者の所属する水産 加工業協同組合と契約を締結して行うものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

○北茨城市環境保全基金条例

平成 14 年 3 月 29 日条例第 27 号

(設置)

第 1 条 市民の健康と生活環境を保全するため、北茨城市環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的の場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

○北茨城市環境施設等整備検討審議会条例

平成 21 年 2 月 24 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、一般廃棄物の処理施設及び火葬場、斎場その他の生活環境に関する施設（以下「環境施設等」という。）の整備計画を策定するため、北茨城市環境施設等整備検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 2 項第 5 号に規定する一般廃棄物の処理施設の整備計画に関すること。
- (2) 火葬場及び斎場の整備計画に関すること。
- (3) その他環境施設等に係る調査及び研究に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境産業部生活環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○北茨城市省エネルギー等推進委員会設置規程

平成 22 年 6 月 1 日訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 市自らが事業者及びエネルギー消費者として、庁舎等（北茨城市役所及び公共施設をいう。以下同じ。）における省エネルギー並びに日常業務の中での環境保全及び環境共生への取組みを推進するため、北茨城市省エネルギー等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎等におけるエネルギーの使用実態の調査及び問題の把握に関すること。
- (2) 庁舎等における省エネルギーの可能性の調査及び検討に関すること。
- (3) 庁舎等における省エネルギーに関する基本方針の検討に関すること。
- (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく関係書類の作成及び庁舎等における管理標準及び目標の設定に関すること。
- (5) 環境保全及び環境共生に対する職員の意識改革並びに資源エネルギーの節減に関すること。
- (6) 市民への環境問題、循環型社会の構築等に係る啓発の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減及び総合調整に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は環境産業部長を、委員は各部の長及び次長の職にある者のうちから市長が任命するものをもって充てる。
- 3 委員会に幹事会を置き、幹事会は代表幹事及び幹事をもって組織する。
- 4 代表幹事は生活環境課長を、幹事は各部の課等の長の職にある者のうちから市長が任命するものをもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、委員及び幹事を招集し、連絡会議を開くことができる。

(幹事会)

第 6 条 幹事会は、委員会から付議された案件の処理及び省エネルギー全般についての事務を担当するとともに、庁舎等の資源エネルギーの節減に関する取組みを推進する。

- 2 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、主催する。

(専門部会の設置)

第7条 委員会は、専門的事項を調査及び研究させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、毎年度委員長が指名した者をもって構成する。

(資料の提出要求)

第8条 委員会は、省エネルギーの推進及び関係書類の作成上、特に必要があると認めるときは、関係する職員に対し、資料等を提出させ、又はその説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。